

## 東京農業大学校友会福岡県支部会則

第 1 条 本会は東京農業大学校友会福岡県支部と称し、事務局を支部長の住所に置く。

※ 事務局は支部長が交代した場合変更する。

第 2 条 本会は原則として福岡県在住の校友をもって組織する。

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校と社会の産業発展に努力することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 母校との連絡・懇親会・講演会・会員各位の各種研究の発表会
2. 会員相互の親睦を図るための催し
3. その他、本会の目的に必要な事業（※会員死去の際の弔電等）

第 5 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 県幹事会・地区幹事会
4. 教職員部会
5. 女性部会

第 6 条 総会は本会の最高機関にして、原則として年 1 回、各地区輪番で開催する。

第 7 条 役員会、幹事会は必要に応じて開催する。

第 8 条 本会に下記の役員を置く。

1. 支部長 1 名
2. 幹事長 1 名（副支部長のうち 1 名、本部との連絡担当幹事）
3. 副支部長 4 名（北部、中部、南部、筑豊ごとに 1 名）
4. 幹事 若干名
5. 会計 1 名
6. 監査 2 名
7. 顧問 若干名（支部長、副支部長経験者）

第 9 条 役員は総会で承認する。

第 10 条 役員の任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 11 条 本会は下記の経費により運営する。

1. 大学・校友会の交付金
2. 会費（年 2,000 円）
3. 寄付金等

第 12 条 本会の会計は総会において報告する。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日とする。

第 14 条 校友会福岡県支部名簿は、原則として 4 年に 1 回発行する。

付則 本会則は平成 22 年 7 月 1 日より施行する。

改正 平成 28 年 7 月 1 日

平成 29 年 3 月 25 日

平成 31 年 3 月 23 日

令和 4 年 8 月 1 日